

「令和8年度 水道事業PR業務」
提案説明書

※ 本業務は、令和8年度(2026年度)札幌市水道事業予算の成立を前提としているため、予算案の修正等の事由により、業務の一部または全部について委託しないことがある。

1 業務の名称

令和8年度 水道事業PR業務

2 趣旨

本説明書は、「令和8年度 水道事業PR業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市水道局(以下「水道局」という。)では、本市水道事業の中長期計画である「第2次札幌水道ビジョン」において、基本理念「利用者の視点に立つのもと、目標の一つである「利用者に満足される水道」の実現を目指している。この目標に向けた基本方向「利用者サービスの充実」の一環として、利用者に蛇口をひねれば安全でおいしい水がいつでも出てくることを感じ、安心・満足していただくことを目指して、戦略的な広報事業を進めていくこととしている。

本業務は、広報事業の効果的な展開と幅広い利用者とのコミュニケーションの充実を通じて、利用者に安定的に供給される札幌の水道水のおいしさや安全性を再認識してもらい、水道事業に対する理解や信頼の醸成を図ることを目的として実施するものである。

4 業務の概要

(1) 業務内容

下記の事業1～3を行う。各事業の詳細は、【別紙1】「令和7年度 水道事業PR業務」(以下「別紙業務内容」という。)を参照すること。

事業1 市民参加型イベントによる理解促進

事業2 多様なメディアを活用した戦略的広報

事業3 水道凍結防止キャンペーン

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

(3) 予算規模

本業務に係る委託費の上限額は23,369,000円(税込)とする。

(4) 成果品

各事業の終了後速やかに、以下のものを提出すること。

ただし、別紙業務内容において提出期限を定めているものについては、当該期限までに提出すること。

ア 本業務で製作した配布物(ノベルティ、印刷物等)のうち使用しなかったもの

イ 本業務で製作した各種造作物で、未使用のもの又は再利用が可能なもの

ウ 本業務で製作した各種広報物の電子データ

※ 加工・編集が可能なファイル及びPDFファイルの両方。動画については、MP4ファイル

エ 別紙業務内容において提出することとしているもの

オ その他、委託者が成果品として必要と認めるもの

5 本業務の実施部局

札幌市水道局 総務部 企画課

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本局庁舎3階

6 水道局が提供・貸与可能な物品等

本業務の遂行にあたり、水道局が下記のものを提供もしくは貸与することができる。ただし、運搬及び使用に係る車両・人員等は受託者が手配し、係る費用は受託者が負担するものとする。

(1) 提供・貸与物品等【参考1】

ア 基本デザインパターンデータ(ILLUSTRATOR)

※ 事業に統一感を持たせるため、制作物等に適宜活用すること。

イ 既存造作・展示物

ウ 水道局で製作した各種ノベルティ

エ 「ウォッピー」着ぐるみ

※ ウォッピー着ぐるみの使用に係る注意事項等は、【参考2】「ウォッピー着ぐるみ使用の手引き」を参照すること。

オ 札幌水道VRの映像データ(5種類)及び視聴機材(2セット)

カ 水道局で開発したフレーバーウォーターのレシピ及びレシピブック

キ 水道局オリジナルソングのMVデータ

(2) 水道局のロゴマーク等のデータ(ILLUSTRATOR)【参考3】

(3) 水道局公式キャラクター「ウォッピー」イラストデータ(ILLUSTRATOR)【参考4】

※ ウォッピーイラストデータの新ポーズの製作は妨げないが、事前に水道局の承諾を得ることとし、製作後の著作権を札幌市に帰属することを条件とする。

(4) 水道局デジタルコンテンツ一覧【参考5】

7 応募方法

(1) 質問の受付及び回答

企画競争に関する質問は、企画競争に関する質問書【様式1】により提出すること。回答は、質問者に隨時伝えるとともに、周知する必要があると判断される場合は、質問及び回答の内容を、質問者名を伏せて水道局ホームページに掲載する。

提出方法:持参、郵送、FAX、又はE-Mailによること。

※ 持参による提出は、平日9時00分～17時00分とする。

提出先:「5 本業務の実施部局」に同じ

受付期限:令和8年2月19日(木)17時00分(必着)

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画競争参加意向申出書【様式2】正本1部

② 企画提案書(業務内容のすべてを網羅したもの)正本1部、副本9部

③ 参考見積書(事業ごとの費用の内訳を記したもの)正本1部、副本9部

④ 上記②及び③の電子媒体(CD又はDVD)1部

※ 企画提案書は両面印刷の冊子形態(A4判・縦・左綴じ)で書式は自由。ただし、公正な審査を期するため、企画競争の参加者(以下「提案者」という。)を特定できるもの(社名・ロゴ・個人名等)を記載しないこと。

※ 企画提案書及び参考見積書は、正本のみ表紙(参考見積書は右上部)に社名を記載し、副本及び電子媒体については社名を記載しないこと。

イ 提出先

「5 本業務の実施部局」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留)により提出すること。

なお、持参による提出は、平日9時00分～17時00分とする。

※ 企画競争参加意向申出書(上記ア①)については、「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスからの送付に限り、E-Mailによる提出を可とする。なお、その場合は、押印不要とする。

エ 提出期限

企画競争参加意向申出書(上記ア①):令和8年2月24日(火)17時00分(必着)

その他の提出書類(上記ア②～④):令和8年2月27日(金)17時00分(必着)

8 参加資格について

(1) 参加者の資格要件

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

- ア 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「広告業」のいずれかの業種に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- オ 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- カ 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

(2) 参加資格の審査等

参加意向申出書及び提出書類に基づき参加資格を審査し、審査結果は、令和8年3月5日(木)までに通知するものとする。

- ア 参加資格を満たした者には、適当な方法により通知を行う。
- イ 参加資格を満たさなかった者には、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により通知を行う。

9 契約候補者の選定

(1) 選定方法

以下により水道局内に設置する実施委員会において評価し、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

企画提案書による書類審査を行う。ただし、提案者が少数の場合は一次審査を省略することがある。

一次審査の結果は、令和8年3月9日(月)までに提案者全員にE-Mail又は文書により通知する。結果について疑義がある時は、通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、「5 本業務の実施部局」に対し申し出ること。

イ 二次審査

以下により一次審査通過者によるプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションについて、原則は企画提案書を用いた説明とするが、映像、パワーポイント、スライド等の活用を妨げるものではない。その場合の機材等は提案者側で用意すること。

なお、二次審査の詳細については一次審査の結果と併せて連絡する。

実施日:令和8年3月19日(木)(予定)

実施場所:札幌市水道局本局庁舎 4階 大会議室(予定)

実施方法:持ち時間は企画提案の説明20分、質疑応答10分の計30分(予定)

(提案者の数に応じて延長や短縮することがある。)

(2) 評価項目及び評価基準

【別紙2】「企画競争審査要領」とおり

(3) 最高得点者が2者以上ある場合(同点の場合)の決定方法

審査の結果、最高得点者が2者以上となった場合は、本業務で行う事業の各評価項目のうち、「事業1 市民参加型イベントによる理解促進」の評価点が最も高い者を選定する。この場合において、企画競争参加者がくじを引かないときは、これに代えて、当該企画競争事務に関係のない水道局職員がくじを引くものとする。

(4) 提案者が1者のみの場合

提案者が1者のみであっても、企画提案の内容の審査を行い、企画競争審査要領で定める最低基準点(総得点の5割)を超える場合は、契約候補者として選定する。

(5) 選定結果の通知

契約候補者の選定後速やかに、二次審査の参加者全員に対し、E-Mail又は文書で通知する。結果について疑義がある時は、通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、「5 本業務の実施部局」に対し申し出ること。

10 契約の締結

契約は随意契約(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)により行うこととし、具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と水道局との協議により決定するものとする。契約は水道局総務課契約係が行う手続によるものとする。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点とした者と協議することとする。

11 留意事項

(1) 企画提案について

- ア 企画競争への参加に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- イ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ウ 提出書類は返却しない(電子媒体も含む)。
- エ 提出書類は、企画競争及び本業務の実施に必要な範囲で複製を作成することがある。
- オ 提出書類は、札幌市情報公開条例に基づき、公開される場合がある。
- カ 提出書類への虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合のほか、契約の相手方として不適切と判断される場合は失格とし、契約の相手方としないことがある。
- キ 別紙業務内容に示す事項は現時点のものであり、また、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではない。業務及び契約の内容等は、水道局と契約候補者との協議を通じて決定するものとする。
- ク 水道局ホームページ(<https://www.city.sapporo.jp/suido/>)には、質問に対する回答やその他企画競争に関する情報を掲載するがあるため、随時閲覧すること。

(2) 業務の実施について

- ア 本業務の実施に要する一切の費用は、他に特段の記載がない限り委託費に含むものとする。
- イ 本業務に係る実施内容、実施方法、デザイン等の詳細は、委託者の承認を得て決定すること。
- ウ 本業務の実施に係る施設管理者、行政機関、民間事業者その他関係機関・団体等との調整のほか、届出・許認可等の各種手続は、本業務の契約後、受託者において行うこと。
- エ 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、意匠権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 本業務において利用する施設の設備、備品又は貸与物品等の破損や汚損、本業務の従事者又は参加者等の怪我などへの補償等が必要となる場合は、施設管理者と協議のうえ、受託者の責任においてこれを適切に処理すること。
- カ 本業務の成果物に関する著作権(著作権法第21条～第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- キ 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- ク 成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- ケ 受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、【別紙3】「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- コ 本業務の履行においては、作業全般において、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

12 別紙資料・参考資料等一覧

【別紙1】…業務内容

【別紙2】…企画競争審査要領

【別紙3】…個人情報取扱注意事項

【参考1】…提供・貸与物品等一覧

【参考2】…ウォッピー着ぐるみ使用の手引き

- 【参考3】…水道局のロゴマーク等
- 【参考4】…「ウォッピー」イラスト集
- 【参考5】…水道局デジタルコンテンツ一覧
- 【様式1】…企画競争に関する質問書
- 【様式2】…企画競争参加意向申出書